令和6年2月 第1回臨時教育委員会会議

会議録

令和6年2月22日開催

会 議 録

| 開 | 催 | į | 目 | 時 | 令和 6 年 2 月 2 2 日 (木) 午後 7 時 開会 午後 8 時 2 7 分 閉会 |
|------|----------|---|---------------------|----|---|
| 場 | | | | 所 | 旭川市教育委員会 教育委員会室 |
| 出 | | | 育 [、] 委 | 長員 | 教育長 野﨑 幸宏,続縣賭 本田 哲嗣,委 員 近藤 美保 委 員 山崎 與吉,委 員 坂田 葉子 |
| 席 | 事務 | 説 | ,明 | 員 | 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 眞田 眞 |
| 者 | 易局 | ı | | 局員 | 教育政策課主査 道下 眞紀 同 朝倉 裕幸 |
| 傍 | | 聴 | | 者 | 0人 |
| 公 | 公開・非公開の別 | | | | 一部非公開 |
| 会議次第 | | | 次 | 第 | 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市いじめ防止基本方針の改定について ・報告第1号 旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱(臨時代理)について 5 その他 6 閉会 |

| | | | 審議内容 |
|-----|---------|-----|--|
| 発 | 言 | 者 | 発言要旨 |
| | | | 《開会 |
| 教 | 育 | 長 | ただいまから、令和6年2月第1回臨時教育委員会会議を開会いたします。 |
| | | | 《会議録署名委員》 |
| 教 | 育 | 長 | 本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。 |
| | | | 《前回会議録》 |
| 教 | 育 | 長 | 会議録ですが、令和5年12月定例会、令和6年1月定例会及び2月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということでよろしいですか。 |
| 各教 | 委育 | 員長 | 異議ありません。 |
| | | | 《審議事項》 |
| 教 | 育 | 長 | お手元に配付されております令和6年2月第1回臨時教育委員会議議案 等の公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが,議案第1号, |
| ka | | П | 報告第1号及び報告第2号は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思いますが、いかがですか。 |
| 各教 | 委育 | 長 | 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号、報告第1号及び報告第2号については、秘密会といたします。 |
| | | | また、報告第1号及び報告第2号は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。 |
| 各教 | 委育 | 員長 | 異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第1号及び報告第2号は、会議録には概要 を記載することといたします。 |
| | | | 《その他》 |
| 教各事 | 育委務 | 長員局 | 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 |
| | | | 《秘密会》 |
| 教 | 育 | 長 | ここからは、秘密会といたします。 議案第1号「旭川市いじめ防止基本方針の改定について」、説明をお願 います。 |

眞田学校教育部次長┃ 本基本方針につきましては、令和5年11月定例教育委員会会議におい て報告した改定案に対しまして、昨年12月8日から本年1月10日まで 実施し、令和6年2月定例教育委員会会議において報告した意見提出手続 の結果や、2月1日に開催した第2回の懇話会における意見聴取等を踏ま え,本基本方針の記載内容や表現等への反映について検討し作成してまい りました。

> このうち、第2回の懇話会におきまして、本基本方針の改定案に対し、 令和5年6月に制定した旭川市いじめ防止対策推進条例や今年度からの学 校・教育委員会と市長部局のいじめ防止対策推進部が一体となったいじめ 防止対策「旭川モデル」の取組を反映したことや、国の基本方針や改定さ れた道の基本方針を踏まえ内容の充実を図ったことなど、内容や構成につ いて、肯定的な御意見をいただいたところです。

> それでは,議案第1号別冊に沿って,意見提出手続実施時の改定案から の主な変更等について説明いたします。

> 別冊の2(6)「関係機関等との連携」の主な取組の3点目において,「民 間の相談機関への相談内容について教育委員会が把握して対応できる連携 体制の構築」と記載しておりましたが、民間に限定することなく、関係機 関等への相談内容について、現在は教育委員会と市長部局が把握して対応 しているため、文頭を「関係機関及び団体への相談内容について市が把握 して」と修正しました。このことを踏まえ、隣にいじめ等に関する相談対 応フローを掲載しております。

> 続いて3(1)イ「策定の留意事項」(7)において、学校いじめ防止基本方針 に盛り込む内容として、3点目の「児童生徒が主体となったいじめの防止 の取組」と、7点目の「いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法 の工夫」を追加しております。

> 続いて次のページの上段に記載している(4)として、議会におけるこれま での答弁を踏まえ,児童生徒の意見表明の機会を設けるため,「児童生徒 の発達段階に応じ、いじめの防止等に係る意見を積極的に聴取するととも に、児童生徒の最善の利益を実現する観点から内容への反映を判断する。| ことを追加しております。

> 続いて第3章3(5)ウ「いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者 への助言」(オ)において、意見提出手続の意見に対する旭川市の考え方を踏 まえ、1点目の2行目後半に「法第26条に基づく」の文言を付加してお ります。

> このほか,表現等の修正を行っておりますが,主な変更点は以上でござ

続きまして、資料1を御覧ください、本資料は本基本方針の主なポイン トを記載し、概要として1枚に整理したものでございます。

また、資料2については、現行の基本方針と改定案の対照を示した表で ございます。

今後のスケジュールですが、本日、本基本方針の改定を決定いただきま したら、2月28日に開催される子育て文教常任委員会で報告いたします。 その後、学校への通知や関係機関への配付を行うとともに、市のホーム ページに掲載し、公表いたします。

教 育 長 本 田委

本案について、御意見、御質問等はありますか。

旭川モデルの施策の記載がありますが、アからオの流れは、これまでの いじめ防止や生徒指導事案に対する流れから言うと、把握・初動対応、継 続的な支援,再発防止,地域や団体等の連携というのは新しいものではな く,これまでも学校や教育委員会が取り組んできた内容と同じであって, ここがというものがないと、旭川モデルとは何かと聞かれるのではないか と思います。

旭川モデルの特徴的なところを記載し、他の市町村で取り組んでいるこ

ととは違うところを示すべきだと思います。

内容的にはより具体的になっておりますので、これが旭川モデルというように意識付けさせて取り組むことができればよりよいものとなると思います。

坂 田 委 員 眞田学校教育部次長

市長が集約し、直轄で行うのが旭川モデルかと若干思っていました。

本田委員の御指摘はそのとおりで、いじめの対応自体についての取組は変わりませんが、1番大きく変わったところが、これまでは教育委員会と学校で取り組んできましたが、市長部局に新設されたいじめ防止対策推進部と教育委員会・学校が一体となって取り組んでいくというところが、旭川モデルの特徴となっています。これは市長部局だけで行うというものではございません。

本 田 委 員

本来、教育委員会と市長が連携を密にして、手後れのないようにするために新教育委員会制度ができたところでありますので、うまく機能していない部分について今回のように流れをよくしたということで捉えています。

学校も、より自覚しなければならないし、教員一人一人が取り組んでいかないとならないから、そのためには学級経営や日頃からの保護者との連携など、そのようなところをもう少し力をつけていかなければならないと思います。そのためには教員が言いやすい職場環境をつくることも大事だと思います。うまくいったことの成果の報告よりも先に、今何が課題かということを挙げてくれるような上下関係であってほしいと思います。

近 藤 委 員

確認ですが、今までどおり保護者が学校に連絡して教育委員会が入るというような流れのほかに、保護者が直接市長部局に言うこともできる、そちらでも対応ができるということですか。

真田学校教育部次長 近 藤 委 員 そのとおりです。

それがない限りは、今までどおり保護者・学校・教育委員会で行うとい うことですか。

真田学校教育部次長 近藤委員

真田学校教育部次長

そうです。

ささいなことでも市長部局とも情報を共有するということですか。

保護者視点でいきますと、相談窓口はたくさんあります。今、近藤委員がおっしゃったように、これまで保護者は主に学校に相談をしてきたところですが、いじめ防止対策推進部に相談窓口を設けたことによって、そこに相談が入り、知り得た情報を速やかに教育委員会と情報を共有して、この相談に対応していくという流れになっています。

近藤委員

いじめ防止対策推進部に入った情報は、そこで対応するということですか。それが教育委員会におりてきて、今までどおり学校で対応するということではないのですか。

眞田学校教育部次長

基本的に対応するのは学校です。教育委員会やいじめ防止対策推進部で 知り得た情報に学校がしっかりとした対応をするために、情報を整理した り、学校の対応についてきちんと確認をしたりということを行いますが、 基本、対応するのは学校です。

近藤 委員

それは今までと変わらないということで,学校はきちんと対応していただいて校長先生,教頭先生,教員の方が困ったときに介入するということですね。

何が言いたいかというと,市長部局が前に出て行くことが大きくクローズアップされると,教育委員会,学校がしっかり対応していることが足りないからという印象が一般市民としてはすごくあります。

真田学校教育部次長

学校がしっかり対応しているという一つのバロメーターとして認知件数というものがあります。これは委員がおっしゃったように、学校もささいなものもいじめとして認知し、子どもを見守ったり、保護者としっかり連携を取ったりという取組を行っており、今現在で今年度の認知件数は4、800件になっています。前年同月比でいいますと3.6倍ぐらいの数字になっているということは、いろんなところから評価を頂いていると

ころです。

近藤委員

件数もすごいですね、単純に77校で割ったら1校当たり、この期間で 何件の認知件数があったのだろうと思います。

眞田学校教育部次長

具体的な例として、本市では、いじめのアンケートを年3回やっています。これは道教委のアンケートを使っているのですが、基本的には他の市町村は年2回しかやっておりません。そのような中で、旭川では6月、11月、2月の3回行っており、認知件数が増えるのは圧倒的にアンケート後です。学校のいじめへの感度が非常に上がっており、アンケートに嫌な思いをしているということがある場合、話を聞いてこういう理由で嫌な思いをしているというところも、すぐ、認知をしているというような取組を学校は、しっかりやってくれているというところは議会でも申し上げているところでありますので、御承知おきいただければありがたいです。

本田委員

回数を増やしてるというのが旭川モデルだと思います。旭川モデルは何かといったら、認知するための調査活動を他の市町村より多くやっているということを一つ挙げてもいいわけです。

近藤 委員

このいじめ防止基本方針は、児童生徒同士のいじめが前提ですよね。何を言いたいかというと、いじめのアンケートには嫌なことをされましたかというのがあります。それとは別に、体罰のアンケートがありますよね。それはどういう扱いになるのですか。いじめは先生からされることもあると思います。

学校教育部長

実際に保護者や児童生徒からアンケートをとって、体罰や教員等の不適切な対応ということについて、各校全部集約して教育委員会に報告されます。

そのことは全て各学校の管理職にフィードバックして,その内容によっては,その教師から話を聞き,実際に不適切な対応ということであれば,管理職からの指導,もしくは,児童生徒,保護者に対する謝罪などにつながっていくという形で対応しています。

近藤委員

このいじめ防止基本方針はとてもいいと思いますが, 先生方と子どものことに関しても, 目を配っていただければと思います。

本 田 委 員

ある程度経験のある先生が、昔はこれで通ったんだという感覚のずれがある場合もありますので、研修あるいは指導で適正にしていく必要があります。また、校長あるいは教頭が日常の動きについて把握し指導することが必要です。

坂 田 委 員

学校に行けない子どもたちにいろいろ話を聞く機会があります。小さなお子さんたちは、別にその先生がどうのこうのではなくて、声が大きいとか、怒ったことが怖かったからもうあの先生はいやとか、学校の先生にとってはそんなことで、あの先生は、ということにもなるので、少し気の毒だなと思います。

山崎委員

いじめを子どもに授業として教えることもありますか。あるいは、道からこの動画を皆さんに見せましょうとか、そういうことはあるのですか。

真田学校教育部次長

本市では、例えば、文部科学省が作成した資料を使って、生命の安全教育などに活用した授業はございます。未然防止というのは、先生方が教えるというよりも、その発達の段階に応じますが、自分たちでしっかりそれを考えるという授業だったり、場面だったりということを学校が計画的にやっていくということです。

本田委員

アンテナを高く広くするということを、身につけていただかなければならないと思います。

皆さんで採択した旭川市の道徳の教科書は、いじめがユニット化されているものを選んでいるはずです。道徳ノートというものも採用していますから、そういった中で子どもたちがより自覚していると思います。

しかし、先生方の指導において、当然道徳の時間の指導法の研修は深めていただかなければならないと思います。研修センターで道徳の時間の研

【修講座というのもありますから、より多くの学校の先生が参加していただ ┃ けたらありがたいと思います。

教 育 旭川モデルのありようですとか、どれもこれも大切な視点ですので、ぜ 長 ひ参考にして進めていただきたいと思います。

他に、御意見、御質問等はありますか。

委 員

育

教

ありません。

それでは、議案第1号「旭川市いじめ防止基本方針の改定について」は、 教 育 長 原案どおり決定することで御異議ありませんか。

委 員 異議ありません。

長

「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。

<報告第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱(臨時代理) について」>

令和6年2月4日から令和8年2月3日までを任期とする旭川市いじめ 防止等対策委員会委員を委嘱することについて、教育長が臨時に代理した 旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱(臨時代理) について1>

令和6年2月7日から調査又は審議が終了した日までを任期とする旭川 市いじめ防止等対策委員会臨時委員を委嘱することについて、教育長が臨 時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

《その他》

教 育

長 他に,何かありますか。

各 委 員 務 事 局 ありません。 ありません。

教 長 育

それでは、以上で令和6年2月第1回臨時教育委員会会議を終了いたし ます。

《閉 会》